

資料 2(2) 民生委員活動費の在り方

A) 民生・児童委員活動費

	千葉県より支給	各市町村よりより支給
支給方法	健康福祉センターより支給 (政令市・中核市を除く) 59000円/年	木更津市は、民生委員の個人に支給
関連法令	民生委員法。児童福祉法の規定。 民生(児童)委員活動費支給要綱に基づく。	
財源	国より交付	各市町村の自主財源

B) 人口に対する民生委員の配置基準 定数 市単独で支給する活動費

人口に対する民生委員の配置基準		現在の定数	改正後の定数	市町村が単独で 支給する活動費
		H28.12.1現在	R1.12.1現在	
人口10万人以上の市 民生・児童委員の配置基準 170～360世帯に1人	市川市	468	467	60,000
	木更津市	235	244	36,000
	松戸市	540	540	60,000
	野田市	206	206	39,600
	成田市	217	224	50,000
	佐倉市	215	217	51,000
	習志野市	202	204	32,000
	市原市	390	398	50,400
	流山市	163	203	59,000
	八千代市	219	229	36,000
	我孫子市	187	185	66,000
	鎌ヶ谷市	157	157	31,100
	浦安市	122	129	30,000
	印西市	143	154	54,000
人口10万人未満の市 民生・児童委員の配置基準 120～280世帯に1人	銚子市	169	169	37,000
	館山市	111	112	29,000
	茂原市	161	164	20,000
	東金市	109	110	22,000
	旭市	142	142	24,000
	勝浦市	52	51	0
	鴨川市	78	78	38,000
	君津市	177	176	59,000
	富津市	99	100	59,000
	四街道市	137	138	29,500
	袖ヶ浦市	92	96	66,420
	八街市	94	94	60,000
	白井市	88	90	36,000
	富里市	71	71	48,900
	南房総市	131	131	43,800
	匝瑳市	87	87	5,000
	香取市	197	197	25,000
山武市	121	122	23,100	
いすみ市	106	107	81,600	
大網白里市	91	91	0	

資料 2(2) 民生委員活動費の在り方

C) 人口に対して、民生委員の配置状況

H28.12.1 現在			R1.6.1 現在				
世帯数	委員一人あたりの世帯数	自治体名	世帯数	委員一人あたりの世帯数	前回より負担	配置基準内 170~360 世帯	1世帯あたりの活動費
233,231	498	市川市	243,590	522	増	×	115
55,968	238	木更津市	57,918	237	減	○	152
219,635	407	松戸市	228,840	424	増	×	142
60,691	295	野田市	63,071	306	増	○	129
56,728	261	成田市	59,650	266	増	○	188
69,436	323	佐倉市	71,429	329	増	○	155
74,708	370	習志野市	77,666	381	増	×	84
114,845	294	市原市	117,904	296	増	○	170
73,801	453	流山市	80,707	398	減	×	148
79,138	361	八千代市	82,910	362	増	×	99
54,662	292	我孫子市	56,400	305	増	○	216
44,733	285	鎌ヶ谷市	46,629	297	減	○	105
76,174	624	浦安市	80,371	623	減	×	48
33,954	237	印西市	37,091	241	増	○	224

D) 民生・児童委員の活動費を委員の受け持つ世帯当たり換算し、他市と比較

